

第11期 中間決算公告

平成21年12月29日

東京都品川区東品川四丁目12番3号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 國重 惇史

中間連結貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	21,718	預 金	682,039
コ ー ル ロ ー ン	25,000	社 債	10,000
買 入 金 銭 債 権	167,939	そ の 他 負 債	17,191
金 銭 の 信 託	13,076	賞 与 引 当 金	109
有 価 証 券	399,647	ポ イ ン ト 引 当 金	243
貸 出 金	96,688	偶 発 損 失 引 当 金	359
外 国 為 替	362	特 別 法 上 の 引 当 金	2
そ の 他 資 産	16,875	繰 延 税 金 負 債	2,707
有 形 固 定 資 産	587	負 債 の 部 合 計	712,653
無 形 固 定 資 産	5,734	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	23	資 本 金	23,485
貸 倒 引 当 金	△9,941	資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	337
		自 己 株 式	△4,115
		株 主 資 本 合 計	19,707
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,964
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,964
		少 数 株 主 持 分	387
		純 資 産 の 部 合 計	25,059
資 産 の 部 合 計	737,712	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	737,712

中間連結損益計算書

自 平成21年 4月 1日
至 平成21年 9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	16,537
資 金 運 用 収 益	8,426
(うち貸出金利息)	(4,839)
(うち有価証券利息配当金)	(2,267)
役 務 取 引 等 収 益	5,402
そ の 他 業 務 収 益	2,608
そ の 他 経 常 収 益	99
経 常 費 用	17,077
資 金 調 達 費 用	2,160
(うち預金利息)	(1,874)
役 務 取 引 等 費 用	4,603
そ の 他 業 務 費 用	2,909
営 業 経 費	7,056
そ の 他 経 常 費 用	347
経 常 損 失	539
特 別 利 益	800
特 別 損 失	236
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	24
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10
法 人 税 等 調 整 額	1
法 人 税 等 合 計	11
少 数 株 主 損 失	67
中 間 純 利 益	79

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名
イーバンクシステム株式会社
イトラスト株式会社
eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.
楽天モーゲージ株式会社

なお、楽天モーゲージ株式会社は、株式取得に伴い、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

イトラスト信託株式会社は平成21年9月30日付で会社名をイトラスト株式会社に変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名
さわやか1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

さわやか1号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の非連結の関連法人等

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、前連結会計年度末まで持分法を適用しておりました栄光債権回収株式会社は持分の売却により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の範囲から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 3社

② 6月末日を中間決算日とする子会社及び子法人等については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
なお、当中間連結会計期間は、残高はありません。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：8年～50年
その他：3年～20年
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) ポイント引当金の計上基準
ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。
- (8) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (9) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (10) 外貨建資産・負債の換算基準
当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (11) リース取引の処理方法
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のの所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
- (12) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理により行っております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段
 - …為替予約、債券先物、株式指数先物
 - ・ヘッジ対象
 - …外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託
- ③ ヘッジ方針
行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。
- (13) 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務書表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結の範囲に関する適用指針)

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額 総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 637百万円
 2. 貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。また、延滞債権額は3,920百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,920百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 6. 当座借越、為替決済、デリバティブ取引等の取引及び信用状発行の担保の担保として、有価証券81,932百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,502百万円及び保証金は606百万円であります。
 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、102,737百万円あります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが102,737百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
 8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,482百万円
 9. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
 10. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 40,000百万円 |
| 借入実行残高 | 一百万円 |
| 差引額 | 40,000百万円 |
11. 1株当たりの純資産額 11,153円59銭
 12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 10.81%

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益は、金銭の信託運用益 54 百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、株式等償却 7 百万円、金銭の信託運用損 293 百万円を含んでおります。
3. その他の特別利益には、賞与引当金戻入益 4 百万円を含んでおります。
4. その他の特別損失には、本店移転費用 69 百万円及び商号変更費用 36 百万円を含んでおります。
5. 営業経費には、研究開発費 1 百万円を含んでおります。
6. 1 株当たりの中間純利益額 35円88銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	7,024	7,195	170
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,000	4,342	342
合計	11,024	11,537	513

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
国債	28	32	4
債券	283,762	291,645	7,883
国債	220,627	228,830	8,203
地方債	—	—	—
短期社債	33,487	33,487	0
社債	29,648	29,327	△320
その他	143,443	144,025	582
合計	427,233	435,703	8,469

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当中間連結会計期間における減損処理額は2,767百万円であります。

3. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したこと及び時価ヘッジを適用したこと等により、損益に反映させた額は△781百万円であります。
4. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が7,956百万円、その他有価証券評価差額金が3,209百万円、繰延税金負債が4,747百万円、それぞれ増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1
非上場外国証券	49
事業債	10,891
みなし有価証券	1,030
信託受益権(買入金銭債権)	108,886
非連結子会社	637

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第11期 中間決算公告

平成21年12月29日

東京都品川区東品川四丁目12番3号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 國重 惇史

中間貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	21,455	預 金	682,720
コ ー ル ロ ー ン	25,000	社 債	10,000
買 入 金 銭 債 権	167,939	そ の 他 負 債	17,290
金 銭 の 信 託	13,076	未 払 法 人 税 等	32
有 価 証 券	400,120	そ の 他 の 負 債	17,258
貸 出 金	97,036	賞 与 引 当 金	93
外 国 為 替	362	ポ イ ン ト 引 当 金	243
そ の 他 資 産	16,374	偶 発 損 失 引 当 金	359
有 形 固 定 資 産	520	特 別 法 上 の 引 当 金	2
無 形 固 定 資 産	5,942	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	2
貸 倒 引 当 金	△9,942	繰 延 税 金 負 債	2,707
		負 債 の 部 合 計	713,418
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	23,485
		資 本 剰 余 金	-
		資 本 準 備 金	-
		そ の 他 資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	134
		そ の 他 利 益 剰 余 金	134
		繰 越 利 益 剰 余 金	134
		自 己 株 式	△4,115
		株 主 資 本 合 計	19,504
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,964
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,964
		純 資 産 の 部 合 計	24,468
資 産 の 部 合 計	737,886	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	737,886

中間損益計算書

自 平成21年 4月 1日
至 平成21年 9月 30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	16,491
資 金 運 用 収 益	8,425
(うち貸出金利息)	(4,839)
(うち有価証券利息配当金)	(2,267)
役 務 取 引 等 収 益	5,381
そ の 他 業 務 収 益	2,608
そ の 他 経 常 収 益	76
経 常 費 用	16,951
資 金 調 達 費 用	2,160
(うち預金利息)	(1,874)
役 務 取 引 等 費 用	4,603
そ の 他 業 務 費 用	2,909
営 業 経 費	6,886
そ の 他 経 常 費 用	392
経 常 損 失	460
特 別 利 益	794
特 別 損 失	193
税 引 前 中 間 純 利 益	140
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6
法 人 税 等 調 整 額	-
法 人 税 等 合 計	6
中 間 純 利 益	134

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、当中間会計期間残高はありません。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

…為替予約、債券先物、株式指数先物

・ヘッジ対象

…外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託

- ③ ヘッジ方針
行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が7,956百万円、その他有価証券評価差額金が3,209百万円、繰延税金負債が4,747百万円、それぞれ増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資額 総額 1,137百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。また、延滞債権額は3,920百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,920百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当座借越、為替決済、デリバティブ取引等の取引及び信用状発行の担保として、有価証券81,932百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は547百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、102,737百万円あります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが102,737百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,405百万円
9. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
10. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金 2百万円を計上しております。
11. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	40,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	40,000百万円

12. 1株当たりの純資産額 11,061円72銭
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）10.46%

(中間損益計算書関係)

1. その他経常費用には、株式等償却77百万円を含んでおります。
2. 特別利益は、貸倒引当金の戻入益794百万円であります。
3. 特別損失は、固定資産処分損67百万円を含んでおります。
4. 1株当たり中間純利益金額 60円25銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	7,024	7,195	170
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,000	4,342	342
合計	11,024	11,537	513

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	28	32	4
債券	283,736	291,620	7,883
国債	220,601	228,805	8,203
地方債	—	—	—
短期社債	33,487	33,487	0
社債	29,648	29,327	△320
その他	143,443	144,025	582
合計	427,208	435,678	8,469

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当中間会計期間における減損処理額は2,767百万円であります。

3. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したこと及び時価ヘッジを適用したこと等により、損益に反映させた額は△781百万円であります。
4. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が7,956百万円、その他有価証券評価差額金が3,209百万円、繰延税金負債が4,747百万円、それぞれ増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンバクシティ調整後)の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	499
その他有価証券	
非上場株式	1
非上場外国証券	49
みなし有価証券	10,891
事業債	1,030
信託受益権（買入金銭債権）	108,886

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	16,097 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,045
税務上の減価償却超過額	686
税務上の繰延資産の減価償却超過額	62
未払事業税	10
賞与引当金	38
前受収益	50
株式等償却	4,188
その他	577
繰延税金資産小計	25,756
評価性引当額	△25,756
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,707
繰延税金資産（負債）の純額	2,707 百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。